

一、就業一時間、付々日給ニ合場ノコト

一、臨時、雇傭制度ヲ撤廢セラレタシ

イ、現在、臨時雇傭者ヲ見習職エトナスコト

ロ、入社後滿三ヶ月、経ル者ハ本職エトナスコト

一、豫備後滿其演習召集之際、テハ其期間中、八日終ノ半額ヲ支給セラレタシ

一、賞罰、對稱時間ヲ午前七時ヨリ午後五時迄ト確定セラレタシ

一、退職手当ノ制度、セラレタシ

一、十五年未満日給四十六分  
 一、十五年未満日給三十九分  
 一、十五年未満日給三十一分  
 一、十五年未満日給二十三分  
 一、十五年以上日給十七分  
 一、十五年以上日給十三分  
 一、十五年以上日給九分  
 一、十五年以上日給五分  
 一、十五年以上日給一分

大正十五年九月二十二日

東京製糖株式会社

役員 一同

鐘 役 三浦 育三 殿

|         |
|---------|
| 15.10.7 |
| 559     |

労働 第二二二二號

大正十五年十月四日



警視總監 太田 政 弘

國務大臣 浜口 雄 幸 殿  
 社會局長 官長 岡隆一 郎 殿

東京製糖株式会社労働爭議ニ関スル件

(第二報ニ解決)

總記工場職工數額書提出ニ就テハ既報ノ如ク從業  
 員代表難波虎一外三名ハ容月二十八日會社ヲ  
 訪問三浦取締後ト懇談、結果左記ノ通り協定